



熊本県公報

目次

告示	三角港公有水面埋立ての免許	(港 湾 課)	一
	水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法の規定による指定区域の廃止	(水産振興課)	二
	水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法に基づく利子補給費補助金交付要項の廃止	(税 務 課)	二
	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(市 町 村 総 室)	二
	あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定	(道 路 維 持 課)	三
	道路の供用開始	(道 路 維 持 課)	三
公 告			
	熊本県庁舎設備保全業務委託に係る一般競争入札の実施	(管 財 課)	三
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 課)	五
	"	(管 財 課)	五
	熊本県庁舎等清掃業務委託に係る一般競争入札の実施	(農 村 計 画 課)	五
	土地改良区の定款変更	(農 村 計 画 課)	七
	県営土地改良事業計画	(農 村 計 画 課)	八

告 示

熊本県告示第二十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。

平成十四年一月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 免許を受けた者の住所及び氏名

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県

代表者 熊本県知事 潮谷 義子

二 免許年月日及び番号

平成十四年一月十日

熊本県指令港第十六号

三 埋立区域

1 位置

熊本県天草郡大矢野町大字登立字松崎一四二五八の六に隣接する無番地、一四二五

八の六、一四二五八の一五地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成十一年の秋分の日の満潮位(DL+四・〇九メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 三角港荷島灯台(北緯三二度三六分一七秒、東経一三〇度二七分三六・九

秒)から二〇度四〇分三三秒一八五八・六二メートルの地点

の地点 の地点から八八度三〇分〇〇秒〇・一九メートルの地点

の地点 の地点から一五一度五六分〇〇秒一〇・九〇メートルの地点

の地点 の地点から二四一度五六分〇〇秒三二・八〇メートルの地点

の地点 の地点から三三一度五六分〇〇秒一・五〇メートルの地点

の地点 の地点から二四一度五六分〇〇秒六・一〇メートルの地点

の地点 の地点から二四一度五六分〇〇秒四・二〇メートルの地点

の地点 の地点から一五一度五六分〇〇秒一・五〇メートルの地点

の地点 の地点から三三一度五六分〇〇秒六・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から二四一度五七分〇〇秒一・三九メートルの地点

- 3 面積
- の地点 六四四・四五平方メートル
 - の地点 埋立てに関する工事の施行区域

四 埋立てに関する工事の施行区域

- 1 位置
- 熊本県天草郡大矢野町大字登立字松崎一四二五八の一五の地内並びに一四二五八の六に隣接する無番地、一四二五八の六、一四二五八の一五及び一四二五八の一 地先公有水面

2 区域

次のイの地点からヲの地点までを順次直線で結んだ線及びイの地点とヲの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- イの地点 三角港荷島灯台（北緯三二度三六分一七秒、東経一三〇度二七分三六・九秒）から二二一度一三分〇八秒一、八六八・〇二メートルの地点
- 口の地点 イの地点から一六度一八分〇〇秒二〇・〇〇メートルの地点
- ハの地点 口の地点から一〇二度五八分三〇秒二九・三三メートルの地点
- ニの地点 ハの地点から一五一度五六分〇〇秒五九・九四メートルの地点
- ホの地点 ニの地点から二四一度五六分〇〇秒八三・一〇メートルの地点
- ヘの地点 ホの地点から三三一度五六分〇〇秒四六・〇二メートルの地点
- トの地点 ヘの地点から六一度二四分〇〇秒一六・八八メートルの地点
- チの地点 トの地点から三三七度二〇分〇〇秒五・二六メートルの地点
- リ地点 チの地点から五九度五五分〇〇秒一・一七メートルの地点
- 又の地点 リの地点から三三九度三六分〇〇秒〇・五〇メートルの地点
- ルの地点 又の地点から六六度〇四分〇〇秒二・六七メートルの地点
- ヲの地点 ルの地点から七度五二分〇〇秒二六・六五メートルの地点

五千二百六・一七平方メートル
五 埋立地の用途
ふ頭用地

熊本県告示第四十号

昭和四十八年十一月十九日熊本県告示第九百五号の三（水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法の規定による指定区域）は、廃止する。

平成十四年一月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第四十一号

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法に基づく利子補給費補助金交付要項を廃止する要項を次のように定める。

平成十四年一月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法に基づく利子補給費補助金交付要項を廃止する要項

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法に基づく利子補給費補助金交付要項（昭和四十九年熊本県告示第九十三号）は、廃止する。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第四十二号

地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消したので、告示する。

平成十四年一月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	代 表 者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社九州オイル	小早川宗一	八代市大村町三百五十六	平成十三年 十二月二十五日

熊本県告示第四十三号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第二百六十六条第一項の規定により、次のとおり決定した旨大矢野町長から届出があった。

平成十四年一月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小 川 八 代 線	八代市東町字瀬戸石 六六四番地先から 五八二八番地先まで	二二七・〇	単道改

熊本県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年一月二十一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年一月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小 川 八 代 線	八代市東町字瀬戸石 六六四番地先から 五八二八番地先まで	二二七・〇	単道改

二 供用開始する期日 平成十四年一月二十一日

熊本県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十四年一月二十一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年一月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	相 良 人 吉 線	球磨郡山江村大字山田字下椎谷 二八三番八地先から 字湯下坂 一三五九番地先まで	一七四・五	単道改
一般県道	三 本 松 甲 佐 線	下益城郡砥用町大字甲佐平 一三三二番一地先から 同 字 一三九七番一地先まで	一四〇・〇	単橋改

二 供用開始する期日 平成十四年一月二十一日

公 告

熊本県公告第二十六号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十四年一月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 競争入札に付する事項
 - 1 業務内容 熊本県庁舎の設備保全業務 一式
 - 2 履行期間 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

- 3 履行場所
熊本県庁舎
- 二 入札参加資格
入札の参加資格を有する者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者
 - 2 過去三箇年の間に延床面積三万五千平方メートル以上の官公庁等の建物の設備保全業務実績がある者
 - 3 過去三箇年の間に契約電力一千五百キロワット以上の受変電設備を有する建物の設備保全業務実績がある者
 - 4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）による建築物環境衛生一般管理業の登録をした者
 - 5 平成十四年一月一日現在、熊本県内に本社又は支店（営業所等を含む。）を有する者
 - 6 入札説明会に参加した者
- 三 入札参加資格を得るための申請方法及び時期
- 1 申請の方法
県が指定する一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書を直接又は郵便により提出するものとする。
なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならぬ。
 - 2 申請書類の配布・提出場所及び申請に関する問い合わせ先
熊本県総務部管財課施設係
郵便番号八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号
電話番号〇九六一三八三一― 内線三三三―・三三三三三
 - 3 申請書類の受付期間
平成十四年一月二十一日から同年二月十二日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）午前八時三十分から午後五時十五分までとする。
 - 4 確認結果の通知
資格確認結果通知書を郵便により通知する。
- 四 入札説明会
- 1 場所
熊本県庁行政棟本館十階第二共用会議室
 - 2 日時
-
- 平成十四年二月二十七日 午前十時
- 五 入札保証金に関する事項
- 1 入札保証金
見積もつた契約金額の百分の五以上の金額（現金又は契約担当者が確実に融機関が振り出し、若しくは支払保証した小切手に限る。）を入札時に納付する。ただし、次の2に該当する場合は、入札保証金は免除する。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、委託契約締結後還付する。
 - 2 入札保証金の免除
入札保証金は、次の各号のいずれかの場合には、免除する。
一 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
二 入札に参加しようとする者が、過去二年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じとする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 六 入札及び開札に関する事項
- 1 入札及び開札の場所
熊本県庁行政棟本館十階第二共用会議室
 - 2 入札及び開札の日時
平成十四年三月十三日 午前十時
 - 3 入札事務を担当する部局の名称
熊本県総務部管財課施設係
郵便番号八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号
電話番号〇九六一三八三一― 内線三三三―・三三三三三
- 七 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 八 契約保証金に関する事項
- 1 落札者は、契約締結時に契約金額の百分の十以上の金額（現金又は契約担当者が確実に認めた金融機関が振り出し、若しくは支払保証した小切手に限る。）を納付する。ただし、次の2に該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

2 なお、契約保証金は、契約上の義務を履行したときに還付する。

2 契約保証金の免除

一 当該入札において、契約金額の百分の十以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

二 落札者が、過去二年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

九 契約締結の期限

落札者は、落札後七日以内に契約を締結しなければならない。

十 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

1 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

2 委任状を提出しない代理人のした入札

3 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付、又は提供しない者のした入札

4 記名押印を欠く入札

5 金額を訂正した入札

6 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

7 明らかに連合によると認められる入札

8 他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

9 二以上の意思表示をした入札

10 その他入札に関する条件に違反した入札

十一 その他

1 最低制限価格設定しない。

2 契約書作成の要否

要

熊本県公告第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、

同法附則第五項の規定により準用する法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年一月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

下益城郡松橋町大字竹崎字浜田一九三五番一、同一九四六番一、同一九四六番二、同

一九四七番、同一九四八番及び同一九四九番

一万五千六百五十九・二六平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県粕屋郡新宮町大字上府八四〇番地の四

株式会社九州フジパン

熊本県公告第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年一月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

上益城郡御船町大字豊秋字高畑四七三番、同四七四番、同四七五番、同四七六番、同

四七七番、同四七八番、同四七九番一、同四八〇番、同四八一番一、同四八二番並び

に里道及び水路の一部

八千七百八十四・二一平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上益城郡御船町大字豊秋字高畑四八四番地

堤鋼材株式会社

熊本県公告第二十九号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十四年一月二十一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 競争入札に付する事項

1 調達をする特定役務の名称及び数量

- 2 熊本県庁舎等の清掃業務 一式
 - 2 履行期間
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで
 - 3 履行場所
熊本県庁舎及びその敷地内並びに宿舍及びその敷地内
 - 二 入札参加資格
 - 入札の参加資格を有する者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者
 - 2 過去三年間いずれも年間の日常清掃総面積が建物の延床面積で六万平方メートル以上の清掃実績がある者
 - 3 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）による各都道府県の建築物環境衛生管理事業の建築物清掃業又は建築物環境衛生一般管理業の登録をした者
 - 4 自己資本の額（積立・繰越を含む）が五百万円以上の法人
 - 三 入札参加資格を得るための申請方法及び時期
 - 1 申請の方法
県が指定する一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書を直接又は郵便により提出するものとする。
なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならぬ。
 - 2 申請書類の入手又は提出場所及び申請に関する問い合わせ先
熊本県総務部管財課管理係
郵便番号八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号
電話番号〇九六一三八三一一一 内線三三〇四・三三〇五・三三〇六
 - 3 申請書類の受付期間
平成十四年一月二十一日から同年二月十二日までの日のそれぞれの日（県の休日は除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。ただし、受付期間終了後も随時受け付けるが、この場合には、入札参加資格確認が入札に間に合わない場合がある。
 - 4 確認結果の通知
資格確認結果通知書を郵便により送付する。
 - 四 入札説明会
 - 1 場所
-
- 五 熊本県庁行政棟本館十階第二共用会議室
 - 2 日時
平成十四年二月二十七日 午後二時
 - 五 入札保証金に関する事項
 - 1 入札保証金
見積もつた契約金額の百分の五以上の金額（現金又は、契約担当者が確実と認められた金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手に限る。）を入札時に納付する。ただし、次の2に該当する場合は、入札保証金は、免除する。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、委託契約締結後還付する。
 - 2 入札保証金の免除
入札保証金は、次の各号のいずれかの場合には、免除する。
一 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
二 入札に参加しようとする者が、過去二年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じとする事項に係る契約を二回以上にわたつて締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - 六 入札及び改札に関する事項
 - 1 入札及び開札の場所
熊本県庁行政棟本館五一共用会議室
 - 2 入札及び開札の日時
平成十四年三月十八日 午後二時
 - 3 郵便による入札書の提出期限
熊本県総務部管財課管理係へ書留郵便により提出するものとし、平成十四年三月十七日午後五時十五分までに必着のこと。
 - 4 入札事務を担当する部局の名称
熊本県総務部管財課管理係
郵便番号八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号
電話番号〇九六一三八三一一一 内線三三〇四・三三〇五・三三〇六
 - 七 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込

みをした者を落札者とする。

八 契約保証金に関する事項

1 落札者は、契約締結時に契約金額の百分の十以上の金額（現金又は、契約担当者が確実と認めた金融機関が振り出し、若しくは支払い保証した小切手に限る。）を納付する。ただし、次の2に該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約上の義務を履行したときに還付する。

2 契約保証金の免除

契約保証金は、次の各号のいずれかの場合には、免除する。

一 当該入札において、契約金額の百分の十以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

二 落札者が、過去二年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

九 契約の締結期限

落札者は、落札後七日以内に契約を締結しなければならない。

十 無効の入札

次の一から十のいずれかに該当する入札は、無効とする。

一 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

二 委任状を提出しない代理人のした入札

三 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付、又は提出しない者のした入札

四 記名押印を欠く入札

五 金額を訂正した入札

六 誤字脱字により意思表示が不明瞭である入札

七 明らかに連合によるとみとめられる入札

八 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

九 二以上の意志表示をした入札

十 その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

十一 その他

1 契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

2 最低制限価格

設定しない。

3 契約書作成の要否

要。

4 この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けず。

12 Summary

- (1) Name and quantity of consignment
Oearing work for Prefectural Office
- (2) Date and place of explanatory meeting for bidding
February 27 2002, 2p. m
Common meeting room 2 10th floor, Prefectural Office of Kumamoto
- (3) Date and place to submit bidding proposal
March 18 2002, 2p. m
Common meeting room 51 Prefectural Office of Kumamoto
- (4) Deadline for submitting bidding proposal by mail
March 17 2002, 5: 15 p. m
- (5) Language and currency to be used for bidding
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department concerned for this contract
Administration of property,
Secretariat, Prefectural Office of Kumamoto 6- 18- 1 Suizenji, Kumamoto city.
F: 862- 8570 Telephone 096- 383- 1111 Ext. 3304 & 3305 & 3306

熊本県公告第二十号

玉名郡長洲町菰屋土地改良区理事長西山敬一から平成十三年十二月七日付けで申請の定款変更については、平成十四年一月十一日付けで認可した。

平成十四年一月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営玉名 期地区土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し立てられたい。

平成十四年一月二十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 縦覧に供する書類の名称

県営玉名 期地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年一月二十二日から平成十四年二月十九日まで

三 縦覧場所

玉名市役所

岱明町役場

長洲町役場

横島町役場

天水町役場

熊本市役所